

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月18日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第10号

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

亀山市建築基準法施行細則（平成26年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（全体計画認定等の申請書に添付する書類）</p> <p>第22条 [略]</p> <p><u>（用途又は形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請書に係る添付図書及び書面）</u></p> <p>第23条 <u>政令第137条の12第6項又は第7項の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書の正本及び副本に次に掲げる図書及び書面を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> | <p>（全体計画認定等の申請書に添付する書類）</p> <p>第22条 [略]</p> <p>[条を加える。]</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(1) <u>省令第1条の3第1項に規定する</u> <u>付近見取図、配置図、各階平面図、</u> <u>立面図、断面図及び既存不適格調書</u></p> <p>(2) <u>その他市長が必要と認める図書及</u> <u>び書面</u></p> <p>(国、都道府県又は建築主事を置く市 町村に対する準用)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>(書類の閲覧等)</p> <p>第25条 [略]</p> | <p>(国、都道府県又は建築主事を置く市 町村に対する準用)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>(書類の閲覧等)</p> <p>第24条 [略]</p> |
| <p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p> | |

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。